

○河北郡市広域事務組合工事請負業者選考委員会規則

制定 平成16年3月1日 規則第12号
改正 平成17年4月1日 規則第9号
平成20年4月1日 規則第4号

第1条 河北郡市広域事務組合建設工事（以下「工事」という。）の適正なる施工を図るため、河北郡市広域事務組合工事請負業者選考委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

第2条 工事を請負させようとするときは、主管課長及び所長は、委員会に対して請負候補者の選定を求めなければならない。ただし、その軽易なるものについては、省略することができる。

第3条 委員会は、工事請負候補者の選定について審議する。

2 工事請負候補者の選定は、審査を受けた者の中から適当な者を選定しなければならない。

第4条 委員会は、次の者をもって構成する。

局長、次長、課長、所長、室長

第5条 委員会に委員長を置き、委員長は委員の互選とする。

2 委員長は、委員会の会務を処理し会議の議長となる。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

第6条 委員会は必要に応じ、委員長が招集する。

第7条 委員会の庶務は第3条第1項に関する事項については庶務課が、同条第2項に関する事項については、当該工事の主管課がそれぞれ処理するものとする。

第8条 この規則に定めるもののほか、委員会について必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この規則は、平成16年3月1日から施行する。

附 則（平成17年4月1日規則第9号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成20年4月1日規則第4号）

この規則は、公布の日から施行する。